

学生競技ダンス大会感染対策ガイドライン

第4版 9月27日

作成 令和2年度東部日本学生競技ダンス連盟

理事長 波多野 周

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 0. はじめに | 2 |
| 1. 開催の決定まで | 3 |
| 1. 大会実施の制限の検討 | 3 |
| 2. 大会要項の作成について | 4 |
| 2. 開催決定後の大会準備 | 4 |
| 1. 一般的な予防法と加盟員ひとりひとりの基本的感染対策 | 4 |
| 2. 参加者の健康スクリーニング（選手・部員・大会関係者など） | 4 |
| 3. マスク（サージカルマスク）などの必要物資の準備 | 5 |
| 4. 情報伝達について | 5 |
| 5. 前日準備・会場設営 | 6 |
| 3. 開催日当日の運営 | 6 |
| 1. 会場施設 | 6 |
| 2. 参加者の入場 | 7 |
| 3. 運営に関わる連盟委員 | 8 |
| 4. 競技形式 | 8 |
| 5. 更衣室・お手洗いの管理 | 9 |
| 6. 観客エリア（アリーナ席・フロア周辺） | 9 |
| 7. 審査員 | 9 |
| 8. 飲食について | 10 |
| 9. 全体集合・開会式・閉会式について | 10 |
| 10. ライブでの配信について | 10 |
| 4. 感染発生の対応 | 10 |
| 5. 参考 | 12 |

0. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月に発令された緊急事態宣言以降、大学スポーツにおいても活動自粛を余儀なくされてきました。6月以降社会経済活動が徐々に再開される中、政府は社会経済活動の制限を段階的に緩和する目安を提示しており、スポーツ関係団体は競技別にイベント再開に向け感染拡大予防ガイドラインを策定することになっています。

本ガイドラインでは現段階における政府の方針やWHOの指針、大学スポーツ協会（UNIVAS）の示すガイドラインを踏まえ、学生競技ダンスの大会を再開するにあたっての道筋や手続きを整理し、大会開催における感染拡大予防のための留意点を整理することを目的としています。

大会開催においては開催地域（主に関東圏）の感染状況に応じて行政や医療機関などと協議をした上、開催の可否を慎重に判断しなければいけません。感染リスクへの対応が整わない場合は中止または再延期するなど、柔軟な判断が必要となるほか、開催のレベル（一部制限など）の判断が必要となります。

万が一感染者が出た場合の社会的責任は学生スポーツ大会とはいえ大きく問われうることがあります。東部日本学生競技ダンス連盟及び会場施設を始め、大会参加大学、学生競技ダンス自体へのダメージも大きく、全国の学生競技ダンスの活動自体の継続が困難になる場合があることを認識する必要がある。リスクへの対策として、本ガイドラインに示す項目について慎重な検討と準備が必要となります。

なお、競技ダンス大会の開催に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防ぐための方策については、必ずしも十分な科学的知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは現段階で得られた知見に基づき作成されているものとし、今後の知見の集積及び感染状況を踏まえ、逐次見直し、更新することがあることに留意してください。

1. 開催の決定まで

1. 大会実施の制限の検討

大会の実施に関しては、大学スポーツ協会ガイドライン（UNIVAS）や政府の提示するイベント開催に関する指針（参考）を前提とし、学生競技ダンスの大会についても感染状況に応じて柔軟な開催が求められます。本項では開催を決定する前に改めて大会規模を整理・把握することを目的とします。

A: 開催大会の規模の制限

学生競技ダンスの大会の規模は概ね次の4つに分類されます。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 単一大学の部内戦、または小規模な対抗戦（早慶戦など） | 参加者 50 名以下 |
| ② 小規模の対抗戦（六大学戦、国公立戦など） | 参加者 50~200 名 |
| ③ 大規模な対抗戦、東部戦など | 参加者 200~500 名 |
| ④ 大規模な全国大会 | 参加者 500 名以上 |

大会開催においては感染状況に応じてその水域での開催可能な大会規模の上限を決定します。また、大会開催にあたっては小規模大会から順に開催実績を積み上げた上で大規模大会を開催することを目指します。

B: 大会開催実施内容の制限

大会開催の実施形態を制限し感染リスクを軽減することも感染対策に有効であるため、以下のような開催形式を検討します。

① 通常開催

・通常（例年通り）に開催できる判断基準を明確化。大原則として政府、地方自治体、及び各構成大学の方針に従う。

② 縮小開催（本ガイドラインにおいて想定される形式）

- ・参加選手数の制限。ヒートごとの出場数の制限。
- ・運営する連盟委員の数の制限、審査員数の縮小。
- ・開催種目による日程の分散化。
- ・開催種目による競技時間帯の分散化。
- ・開会式、閉会式の短縮、中止。
- ・観客、応援する部員の入場制限やゾーニングの実施。
- ・フロア周辺の観客集中への対策。
- ・チェック表、ヒート表の貼り出しの分散化、オンライン化による密の回避。
- ・写真、ビデオ撮影の制限。ライブ配信の実施。

③ 無観客開催（本ガイドラインにおいて想定される形式）

- ・観客席の閉鎖と選手、大会関係者以外の入場禁止。
- ・選手、大会関係者の施設入場制限。

④ 延期・中止

2. 大会要項の作成について

大会開催に伴うリスクは開催する大会条件と大会組織の準備状況により評価されます。本ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染対策を前提とした新様式の大会開催のマニュアルを兼ねて制定されたものですが、競技ダンスは競技特性上コンタクトスポーツと同等以上の開催管理が必須のため、実際の大会運営に際しては個々のイベント開催のリスク評価を行った上で運営計画を立案する必要があります。

そこで、各大会の実行委員長の指導のもとステージマネージャー（以下ステマネと称します）は必ず個別の大会要項を作成してください。大会要項の形式例を本ガイドラインに付録します。

各大会においては、ステマネの作成した大会要項と合わせて本ガイドラインを保険・行政機関及び大学組織、会場となる施設に提示することで円滑な大会準備と運営を行ってください。

2. 開催決定後の大会準備

1. 一般的な予防法と加盟員ひとりひとりの基本的感染対策

感染拡大を避けるための基本的なルールは次の通りです。

- ・定期的に水と石鹸で少なくとも 30 秒間手を洗うこと。
- ・手で目、鼻、口に触れないようにすること。
- ・席と呼吸に関しては衛生管理の徹底を実践すること。
- ・物理的な距離（ソーシャルディスタンス）を保つこと。
- ・COVID-19 感染の症状がある場合は自主隔離すること。

新型コロナウイルスの流行に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があります。厚生労働省が提示した「新しい生活様式」を参照してください。

2. 参加者の健康スクリーニング（選手・部員・大会関係者など）

- (1) 各加盟大学は必ず COVID-19 管理者を 1 名以上設置してください。COVID-19 管理者は部歴不問であり、連盟委員や幹部との兼任も可とします。各大学の COVID-19 管理者は大会の前 1 4 日間、毎日定期的に出場選手と大会運営に関わる連盟委員や部員の健康状態をチェックしてください。これには毎日の検温と新型コロナウイルス感染症関連の症状の観察も含まれます。
- (2) 大会の開催に際しては各大会ごとに医療・保健チームを組織します。医療・保健チームは会場管理局長、理事長、競技会運営部長兩名、大会実行委員長、ステージマネージャー、女子ステージマネージャーによって構成され、会場管理局長が本チームのチーフとなります。

- (3) COVID-19 管理者による各大学部員の体調管理報告は医療・保健チーフを兼任する会場管理局長及びステマネが共同で管理してください。大会運営に関わる連盟委員の健康チェックは各大会のステマネが実施してください。
- (4) 大会当日に参加する予定の選手及び部員の健康状態に関するチェックリストは前日までに参加者名簿とともに COVID-19 管理者が会場管理局長に提出してください。チェックリスト及び参加者名簿のテンプレートは本ガイドラインの付録とします。

以上の健康スクリーニングの目的は大会に関わる全ての加盟員及び大会関係者の健康と安全を確保し、円滑な大会運営を行うことです。入手した個人情報には目的外の使用を一切行わず、一定期間経過後に責任を持って破棄します。

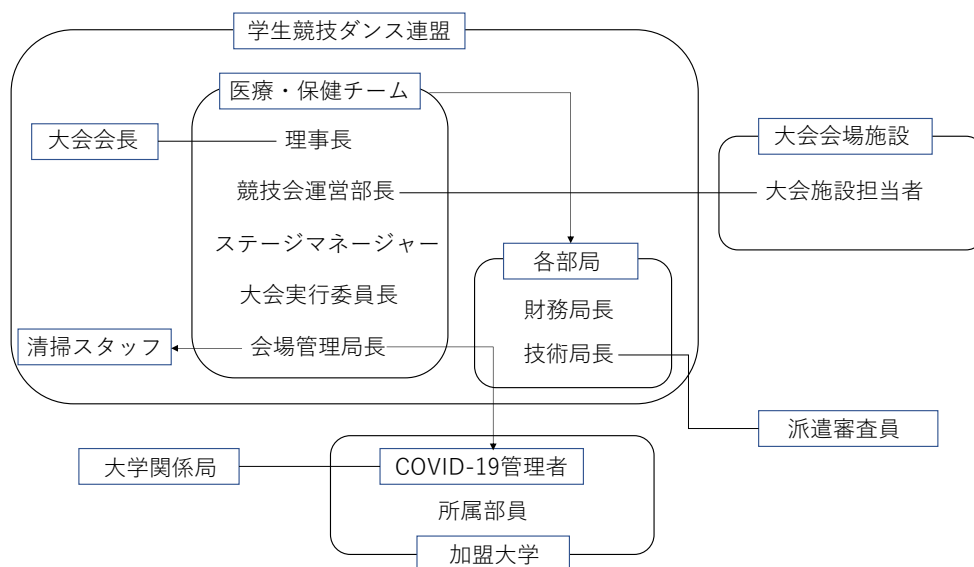
3. マスク（サージカルマスク）など必要物資の準備

- (1) 大会では原則としてマスク（サージカルマスク）の着用を必須とします。選手及び大会関係者は医療・保健チームの管理のもと必ず個人単位でマスクの用意をしてください。また、各大会医療・保健チームは必要数に応じて予備のマスクを大会前日までに用意してください。その他、使い捨ての手袋、消毒用アルコール、体温計なども必要数に応じて用意してください。ステマネは調達数に関して大会要項に記載してください。
- (2) （マスクの使用について）十分なソーシャルディスタンスの確保が得られない場合、選手及び大会関係者は必ずサージカルマスクを使用してください。アクリル板などのシールドを設置できる場合、マスクの着用は任意とします。大会の医療・保健チームは、ステマネの作成する大会要項を通じてマスクの適切な使用方法を当日参加する全ての選手と関係者に伝達してください。屋内暑熱環境でのマスク着用は熱中症のリスクを高める可能性があります。感染対策とともに必ず熱中症対策の方策を周知してください。
- (3) （使い捨て手袋について）複数の人が同じものを触るような場所（審査員席の椅子など）では使い捨てのゴム手袋を使用してください。

4. 情報伝達について

- (1) 緊急時の決定を下すための対策本部として、各大会では医療・保健チームを組織します。医療・保健チームは会場管理局長、理事長、競技会運営部長兩名、大会実行委員長、ステージマネージャー、女子ステージマネージャーによって構成され、会場管理局長が本チームのチーフとなります。
- (2) 各大会医療・保健チームは、ステマネの作成する大会要項に健康に関する注意事項を記載し、全ての規定を当日参加する全ての人に伝達するようにしてください。当日会場における感染者、感染の疑いがある者への対応は後述します。
- (3) 各大会医療・保健チームは、財務局長及び各会計に依頼し、連盟で準備する必要物資の資金調達をしてください。

- (4) 各大会医療・保健チームは、大会の司会に依頼し、会場アナウンスでも適宜 COVID-19 対策のアナウンスを積極的に行ってください。
- (5) 各大会医療・保健チームは、広報部に依頼し、メディアに関して危機情報伝達の管理を行ってください。これは、大会で COVID-19 陽性または陽性疑いのケースが発生した際に、虚偽・不正確な情報がソーシャルメディアや国内メディアに拡散されリスクに対応するためです。
- (6) 各大会の組織、各指示系統の概略図は以下の通りです。



5. 前日準備・会場設営

- (1) 前日準備における会場設営に際しての連盟委員、一般部員の感染対策については、大会開催日当日と同等の対策をしてください。詳細については開催日当日の運営の項目を参照してください。
- (2) 会場設営では、パネルや本部席の設置、控え室・更衣室の準備に加え、消毒用アルコールの設置、立入禁止区域の設置、観客席のソーシャルディスタンス確保の準備まで完了している必要があります。
- (3) 会場設営の際に、医療・保健チームは準備に参加した全ての連盟委員に大会当日のシミュレーションを行う必要があります。連盟委員を通じて各大学 COVID-19 管理者は当日参加する部員に大会における詳細な情報を伝達してください。

3. 開催日当日の運営

1. 会場施設

- (1) 前提として大会会場に大学体育館施設及び外部施設を利用する場合、施設側の提示する感染対策に則った上で本ガイドラインを参照し、ステマネは大会マニュアルを作成する必要があります。各大会実行委員長とステマネは、施設担当者と大会開催に関して十分なすり合わせを行った上、大会運営を行ってください。

- (2) 会場においては、入場口に十分な数の消毒用アルコールを設置し、各部屋の入り口にも消毒用アルコールを用意してください。
- (3) 会場には必ず、感染の疑われる体調不良者の隔離・管理が可能なエリアを設置し、医療・保健チームのもとトリアージを行ってください。また、隔離エリアには衛生管理を行うための十分な物資が準備されている必要があります。
- (4) 消毒用の拭き取り布で大会の医療・保健チームの管理のもと清掃スタッフは1日に数回すべての領域の共有設備（ドアノブ、手すり、共有のテーブルや椅子など）について洗浄、消毒を行います。清掃スタッフはマスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底してください。
- (5) 各部屋の窓が開く場合、1時間に2回以上（1回5分程度）、窓を開けて換気を行います。フロアのあるアリーナ部分では、大会スケジュールに十分な換気の時間を設ける必要があります。
- (6) 各部屋のドアは可能な限り開けたままにする必要があります。開けていない場合は、清掃スタッフがドアの開閉を行い、ドアノブに触れる人の数を減らしてください。
- (7) 全ての部屋で衛生材料を安全に廃棄するための密閉容器を用意します。廃棄物は清掃スタッフがこまめに回収し、鼻水や唾液がついたものがある場合はビニール袋に密閉してください。
- (8) 会場の全てのゴミ箱を撤去し、ゴミは参加者が各自持ち帰るように事前に周知します。各大学の COVID-19 管理者は参加者に大学ごとのゴミ袋を配布しないことを周知してください。

2. 参加者の入場

- (1) 入場可能な参加者数は、参加人数の規制を定める政府及び自治体のガイドラインや、それに基づいた施設の提示する要項に準じて制限する必要があります。
- (2) 大会要項や医療・保健チームの提示する予防的処置に従わなかった場合、大会への参加資格は破棄され、会場からの追放をする場合があります。
- (3) 各大学の COVID-19 管理者は、大会当日の参加者の名簿及び当日の体調管理報告について、前日までに提出したものを更新し、当日用のチェックリストを会場管理局長に提出してください。
- (4) 当日体調が悪くなった参加予定者は、会場には来ずに、オンラインまたは電話で大学の COVID-19 管理者に連絡し、医療・保健チームに報告してください。
- (5) 入場の際には大学数に応じて大会参加者の入場を分散する必要があります。当日までに連絡される入場時間に従い、COVID-19 管理者の指示のもと入場してください。また、指定された開場時間より早く会場に到着し、集合することのないようにしてください。以下は分散入場の1例です。（東部戦を想定）

8:00~8:15 大学 No.01~10

8:20~8:35 大学 No.11~20

8:40~8:55 大学 No.21~

- (6) 大会参加者は入場の際マスクの着用をし、消毒用アルコールの使用をしてください。また、医療・保健チームによる体温の測定を受けてください。

3. 運営に関わる連盟委員

- (1) 運営に関わる連盟委員は医療・保健チームの指示のもと、当日の大会運営を行ってください。また、通常の運営業務に際しては各部局の部長の指示のもと、必要最小規模の人数で行います。運営に関わる人数を削減する場合は事前に各部局より連絡があります。
- (2) 大会の準備、運営、片付けの際には必ずマスクを着用し、複数人で扱う機材に関しては使い捨て手袋などを使用して設置、利用してください。
- (3) 運営に関わる連盟委員の伝達は基本的にオンラインで行い、ソーシャルディスタンスを確保できない距離での会話を極力避けてください。

4. 競技形式

- (1) 大会の競技形式は、会場の規模によってヒートごとの選手数等の形式が変更されます。各大会のステマネは大会要項に詳細な競技形式を記載してください。
- (2) ヒートごとの選手数は、会場のフロアの大きさに応じて上限を設定します。基本的な方針はフロア面積が 500 平米以上の場合は上限を 12 組、500 平米以下の場合は上限を 9 組とします。
- (3) ヒートごとの競技時間の長さについては大会スケジュールを考慮した上で設定してください。
- (4) 出場選手はフロア周辺に待機するのは自分が出場するヒートの 5 ヒート前以降にしてください。また競技中のマスク着用は大会ごとに別途大会要項に定めますが、競技中のマスク着用の有無に関わらず競技直前までマスクを使用してください。
- (5) チェック表及びヒート表は連盟委員を通じて原則オンラインで提示します。会場に貼り出される場合、他の選手とのソーシャルディスタンスを保って確認する必要があります。
- (6) 会場収容上限に応じて、競技の縮小・分散化を行う場合があります。競技の分散化は以下の方法を参照して各大会の大会実行委員長が決定してください。

A: 日程の分散化

同一の大会を種目に応じて複数日に渡って開催します。単科戦の場合、1 日目ラテン 2 種目スタンダード 2 種目、2 日目残りの種目など。総合戦の場合、1 日目ラテン、2 日目スタンダードなど。

B: 開催時間の分散化

同一の大会を種目に応じて複数部制で開催します。午前中ラテン種目、午後スタンダード種目など。

C: 競技種目の縮小

大会の種目を縮小し開催します。総合戦の場合、予選2種目、準決勝以降4種目など。

5. 更衣室・お手洗いの管理

- (1) 更衣室の使用については、各部屋の収容人数に応じて上限人数、同時使用人数を制限します。医療・保健チームにより、大学ごとに使用できる時間帯を指示します。
- (2) 更衣室では、前述の会場施設の項に記載した通り、消毒用のアルコールを設置し、十分な換気の時間を設けた上、使用者がいない時間帯はドアの開放を行います。
- (3) トイレ・洗面台は基本的に通常の清掃を行います。不特定多数が使用する場所は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭消毒を行います。ハンドドライヤーは利用を中止し、共通のタオルは禁止し、使用者は個人用タオルを持参してください。

6. 観客エリア（アリーナ席・フロア周辺）

- (1) 学生競技ダンスの大会においては、原則として外部来場者（来賓を除く）の入場を禁止します。また、原則として、アリーナ席など観客席設備のない会場の場合の大会開催に際しては無観客で行うものとし、運営に関わる連盟委員と大会出場選手以外の加盟員の参加を禁止します。
- (2) ソーシャルディスタンスを確保できる十分な客席設備がある場合、観客となる加盟員が安全に観戦できるようにするために、会場のレイアウトを作成し、大会設営の段階で座席間に1.5メートルの距離を設けるよう準備をしてください。また、観客は観戦中常に適切にマスクを使用する必要があります。
- (3) 選手及び大会関係者以外のフロア周辺エリアへの立ち入りを禁止します。また、選手及び大会関係者に関しても、フロア周辺エリアへの不要な立ち入りは控えてください。
- (4) 応援は原則として拍手のみとし、大声での声援は禁止とします。
- (5) 観客席及びフロア周辺エリアへの規制に関しては、本ガイドラインに先立って会場施設の規制が優先されます。

7. 審査員

- (1) 審査員（ジャッジの先生・先輩方）に関しても、大会参加者と同様に、会場へ立ち入る際には消毒用アルコールの使用と体温測定にご協力いただくようお願いしてください。また、審査員の控え室についても前述の会場施設の項目に従って準備、運営してください。審査員には原則としてマスクの着用をお願いし、控え室内の座席やジャッジ席に関しても十分なソーシャルディスタンスを確保できるように設置してください。

- (2) 審査員の数に関しては、原則として東部日本学生競技ダンス連盟の規約に従いますが、状況に応じて審査員の数を縮小してください。学連主催、準主催大会について審査員の数を縮小する場合、事前に評議会の承認を受けた上で、技術局長と大会実行委員長が決定します。
- (3) 大会終了後、参加選手が審査員に個別の講評を受けに行くのは原則として禁止します。

8. 飲食について

- (1) 飲食に関しては原則として定められた場所、時間のみで可能とします。定められた食事場所に入るときは、入場時に手洗いが必須です。また、食事場所は必ず十分な換気が可能な場所に限られ、利用時間中は必ずドアと窓の開放を行います。
- (2) 水分補給に関しては時間及び場所を指定しませんが、ボトルやコップなどの共有は禁止とします。
- (3) 大会運営において用意する弁当の数は審査員数に限られます。運営に関わる連盟委員に関しても食事については個人で用意してください。

9. 全体集合・開会式・閉会式について

- (1) 全体集合に関してはオンラインの連絡のみで行います。開会式に関しても基本的に略式で行い、開会のアナウンスのみとなる場合があります。また、各大学の学校集合は入場前のみとし、大会会場における大学のエールは禁止とします。
- (2) 閉会式に関しては開催の必要を大会ごとに慎重に検討し、大会実行委員長が決定してください。表彰式に関しても同様に再検討し、観戦拡大状況に応じて判断してください。表彰式の開催がなくなった場合、賞状及びトロフィー、優勝カップは各大学の必要最小規模の連盟委員を通じて十分な感染対策に留意して選手に渡るようにします。

10. ライブでの配信について

- (1) 観戦者の縮小または無観客大会となった場合、大会実行委員長及びステマネは競技をメディアに用いてライブ配信することを検討してください。
- (2) ライブ配信を行う場合は、使用する音源の著作権に留意します。JDSFなどの他団体から音源を借りることでライブ配信に使用可能な音源で競技を行うことができる場合があります。

4. 感染発生への対応

- (1) 緊急時の決定を下すための対策本部として、各大会では医療・保健チームを組織します。医療・保健チームは会場管理局長、理事長、競技会運営部長兩名、大会実行委員長、ステージマネージャー、女子ステージマネージャーによって構成され、会場管理局長が本チームのチーフとなります。医療・保健チームは大会の医

療・保健について責任を持ち、大会の医療責任者の代理として後方病院との連絡方法、待機医師のオンコール体制や救急搬送の連絡プロトコルに基づいて地域の保健所や医療機関と連携を取る必要があります。プロトコルは次の通りです。

[体調不良時の対応プロトコル]

体調不良者の発生時、速やかに各大学の COVID-19 管理者を通じて医療・保健チームに体調不良を報告し、以下のように対応します。

1. COVID-19 管理者付き添いのもと隔離衛生スペースへ
2. 医療・保健チームが体調不良について聞き取り（付録の様式）
3. 所属大学の主将または COVID-19 管理者が保護者、部長、顧問、大学へ連絡、大会関係者全員に連絡する必要がある場合はアナウンスを行う
 - (A) 感染症疑いありの場合
 4. 新型コロナ受診相談センターへ相談
0120-88-0006（フリーダイヤル）
 5. 保健所と電話で詳しく症状等について問診をした上で、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には指定の医療機関と調整を行う
保健所からの注意事項に従って医療機関（新型コロナウイルス感染症外来）へ搬送する
 - (B) 感染症疑いなし
 4. 病院へ搬送
 5. 医師の診察・指示
- (以降共通)
 6. 医師・保健所の診察・指示の内容を COVID-19 管理者へ報告
 7. COVID-19 管理者は報告事項を整理して医療・保健チーム、大学組織へ報告
 8. 医療・保健チームは体調不良対応を記入し各所へ報告
- (2) 医療・保健チームは、COVID-19 の陽性事例が発生した場合に備えて、患者の全ての接触先を追跡できるようにします。各大学の COVID-19 管理者は、当日参加した全ての参加者の施設内の動向について報告書を作成できるように管理してください。
- (3) 健康調査の対応、トリアージや COVID-19 疑い症例のある参加者の対応をする医療・保健チームのメンバーは適切な防護体制（マスク・フェイスシールド・ゴーグル・使い捨て手袋）を整える必要があります。

【ガイドライン作成者連絡先】

東部日本学生競技ダンス連盟

令和 2 年度 理事長 波多野 周

E-mail: shu.hatano.tobugakuren@gmail.com

TEL: 080-5125-4925

5. 参考

- (1) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>
- (2) 厚生労働省「新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_corona_nettyuu.html
- (3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「以降期間における都道府県の対応について」
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- (4) 日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>
- (5) 日本スポーツ協会「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideine_checklist2.pdf
- (6) 日本スポーツ協会「熱中症予防」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>
- (7) スポーツ庁「スポーツ関連の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインについて」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html
- (8) 大学スポーツ協会「新型コロナウイルス感染症対策としてのUNIVAS大学スポーツ活動再開ガイドライン」
<https://www.univas.jp/uploads/2020/06/e1958ea00fdcf640b5e18bbf31eac511.pdf>